

届出製造事業者報告書

年　月　日

経済産業大臣 殿

報告者 住所

氏名又は名称
及び法人にあっては
代表者の氏名

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

年度	事業の区分		届出の年月日		整理番号	
工場(事業場)名及び所在地				登録商標又は経済産業大臣へ届け出た記号		
特定計量器の種類	製造個数	修理個数		工場(事業場)別内訳(工場(事業場)を2以上有する場合に限る。)		
				工場(事業場)名	製造個数	修理個数

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。(計量法第53条第1項に規定する特定計量器については、計量法施行規則第103条による経済産業大臣が別に定める分類によるほか、計量法施行令第2条の分類により、記入すること。)

届出製造事業者報告書記入要領

1. 報告者欄の記入

報告者の欄には原則として事業所の本社の住所、名称、代表者氏名（個人の場合は氏名）を記入して下さい。

2. 年度欄の記入

当該年度を記入して下さい。

3. 事業の区分欄の記入

届出されている特定計量器製造事業の「事業の区分の略称」は、下表の事業の区分の略称欄を記入して下さい。

事業の内容	事業の区分の略称
非自動はかりのうち、検出部が電気式のものを製造する事業	質量計第1類
非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のものを製造する事業	質量計第2類
ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く）を製造する事業	ガラス製温度計
自動車等給油メーターを製造する事業	自動車等給油メーター
小型車載燃料油メーターを製造する事業	小型車載燃料油メーター
大型車載燃料油メーターを製造する事業	大型車載燃料油メーター
自動車等給油メーター、小型車載燃料油メーター、大型車載燃料油、微流量燃料油メーター以外の燃料油メーターを製造する事業	定置燃料油メーター等
自動はかりのうち、ホッパースケールを修理する事業	ホッパースケール
自動はかりのうち、充填用自動はかりを修理する事業	充填用自動はかり
自動はかりのうち、コンベヤスケールを修理する事業	コンベヤスケール
自動はかりのうち、自動捕捉式はかりを修理する事業	自動捕捉式はかり
自動はかりを修理する事業のうち、前四号に掲げるもの以外のものを修理する事業	その他の自動はかり

（例）電気式の非自動はかりを製造する事業を行われている事業者は、「質量計第1類」と記入して下さい。

4. 届出の年月日欄の記入

3の事業区分に係る特定計量器製造事業の届出をされた年月日を記入して下さい。

なお、平成5年1月1日以前に製造事業の登録をされている事業者の届出年月日は、一律に平成5年1月1日となります（この日に計量法が全面改正されたためです）。

5. 工場（事業場）の名称及び所在地欄の記入

3の事業区分に係る特定計量器の製造をしている工場の名称、所在地を記入して下さい。工場が2カ所以上ある場合はすべての工場の名称、所在地を記入して下さい。記入しきれない場合は、「別紙のとおり」と記入し、すべての工場の名称、所在地を記載した別紙を添付して下さい。

6. 登録商標又は経済産業大臣へ届け出た記号欄の記入

登録商標又は経済産業大臣へ届け出た記号があれば記入して下さい。

7. 特定計量器の種類欄の記入

製造した特定計量器の名称を記入して下さい。

特定計量器の名称については下表の「特定計量器の分類」欄に記載されている名称の中から該当するものを記入して下さい。

種別	特定計量器の分類
質量計	電気式はかり（自動はかりを除く） 手動天びん 等比皿手動はかり 棒はかり その他の手動はかり ばね式指示はかり 手動指示併用はかり その他の指示はかり ホッパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり 分銅 定量おもり 定量増おもり 自重計
温度計	ガラス製体温計 その他のガラス製温度計 抵抗体温計
体積計	水道メーター(口径 40mm 以下) 水道メーター(口径 40mm 超) 温水メーター 自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター 簡易燃料油メーター 微流量燃料油メーター 定置燃料油メーター 液化石油ガスマーター 都市ガス用メーター（使用最大流量 6 立方メートル毎時以下） 都市ガス用メーター（使用最大流量 6 立方メートル毎時超） 石油ガス用メーター（使用最大流量 2.5 立方メートル毎時以下） 石油ガス用メーター（使用最大流量 2.5 立方メートル毎時超） 排ガス積算体積計 排水積算体積計 量器用尺付タンク（自動車搭載式）
濃度計	ジルコニア式酸素濃度計 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 磁気式酸素濃度計 紫外線式二酸化硫黄濃度計 紫外線式窒素酸化物濃度計 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 化学発光式窒素酸化物濃度計 ガラス電極式水素イオン濃度検出器 ガラス電極式水素イオン濃度指示計 酒精度浮ひょう

8. 製造個数、修理個数欄の記入

当該年度に製造した特定計量器の個数と、修理を行った場合はその修理個数をそれぞれの欄に記入して下さい。

9. 工場（事業場）別内訳欄の記入

特定計量器の製造を行っている工場が 2 カ所以上ある場合は、工場ごとの製造・修理個数の内訳を記入して下さい。